図 17　実施体制関係図

実施体制関係図

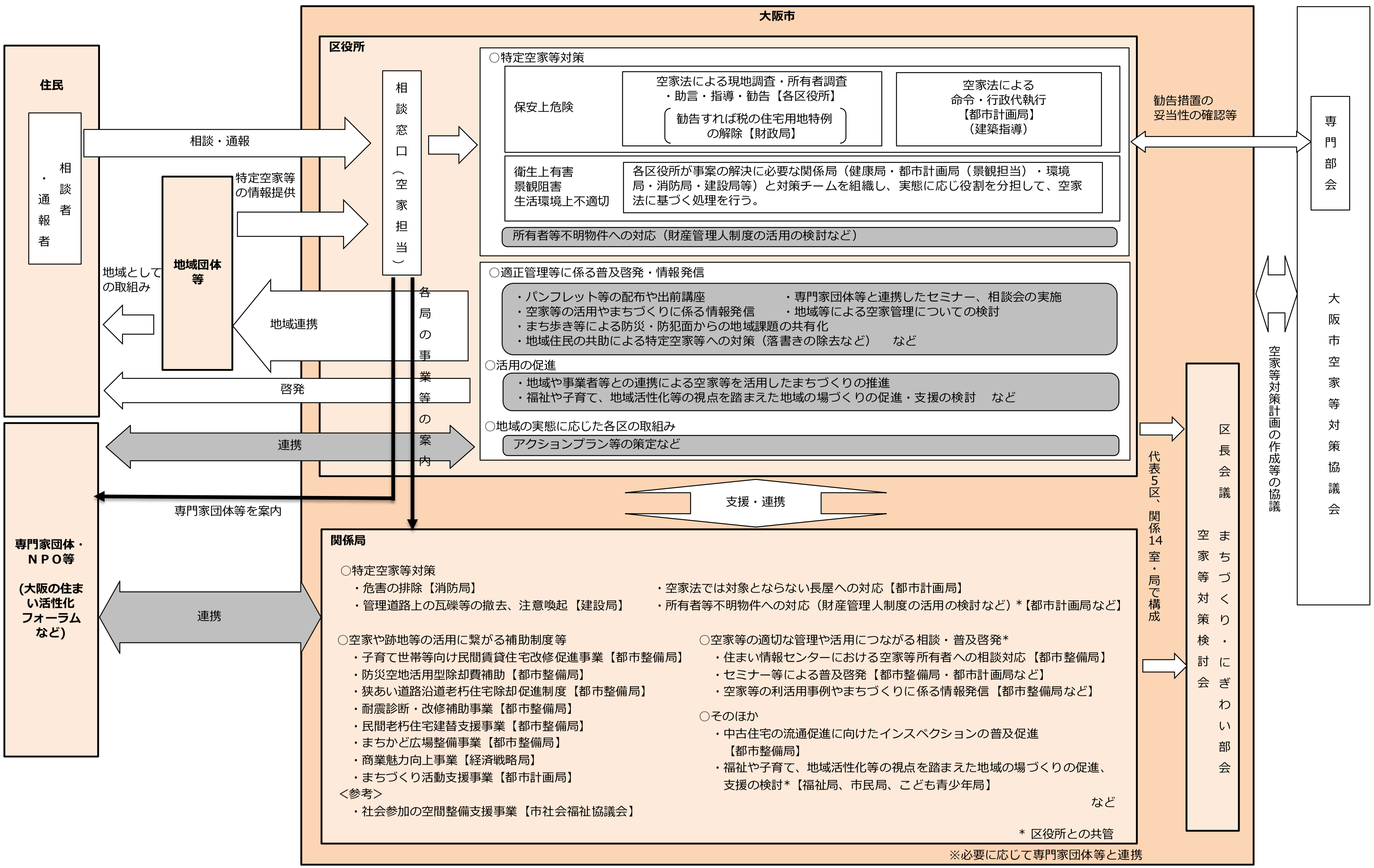

住民
相談者・通報者
相談・通報
特定空家等の情報提供
地域団体等
地域としての取組み
地域連携
啓発
連携
専門家団体等を案内
専門家団体・ＮＰＯ等
(大阪の住まい活性化フォーラムなど)
連携
大阪市
区役所
相談窓口（空家担当）
各局の事業等の案内
支援・連携
代表5区、関係14室・局で構成
区長会議
まちづくり・にぎわい部会
空家等対策検討会
勧告措置の妥当性の確認等
専門部会
大阪市空家等対策協議会
空家等対策計画の作成等の協議

○特定空家等対策

保安上危険	空家法による現地調査・所有者調査 ・助言・指導・勧告【各区役所】 （勧告すれば税の住宅用地特例の解除【財政局】）	空家法による 命令・行政代執行 【都市計画局】 （建築指導）
衛生上有害 景観阻害 生活環境上不適切	各区役所が事案の解決に必要な関係局（健康局・都市計画局（景観担当）・環境局・消防局・建設局等）と対策チームを組織し、実態に応じ役割を分担して、空家法に基づく処理を行う。	

所有者等不明物件への対応（財産管理人制度の活用の検討など）

○適正管理等に係る普及啓発・情報発信

- パンフレット等の配布や出前講座
- 専門家団体等と連携したセミナー、相談会の実施
- 空家等の活用やまちづくりに係る情報発信
- 地域等による空家管理についての検討
- まち歩き等による防災・防犯面からの地域課題の共有化
- 地域住民の共助による特定空家等への対策（落書きの除去など）　など

○活用の促進

- 地域や事業者等との連携による空家等を活用したまちづくりの推進
- 福祉や子育て、地域活性化等の視点を踏まえた地域の場づくりの促進・支援の検討　など

○地域の実態に応じた各区の取組み

アクションプラン等の策定など

関係局

○特定空家等対策
- 危害の排除【消防局】
- 管理道路上の瓦礫等の撤去、注意喚起【建設局】
- 空家法では対象とならない長屋への対応【都市計画局】
- 所有者等不明物件への対応（財産管理人制度の活用の検討など）*【都市計画局など】

○空家や跡地等の活用に繋がる補助制度等
- 子育て世帯等向け民間賃貸住宅改修促進事業【都市整備局】
- 防災空地活用型除却費補助【都市整備局】
- 狭あい道路沿道老朽住宅除却促進制度【都市整備局】
- 耐震診断・改修補助事業【都市整備局】
- 民間老朽住宅建替支援事業【都市整備局】
- まちかど広場整備事業【都市整備局】
- 商業魅力向上事業【経済戦略局】
- まちづくり活動支援事業【都市計画局】

＜参考＞
- 社会参加の空間整備支援事業【市社会福祉協議会】

○空家等の適切な管理や活用につながる相談・普及啓発*
- 住まい情報センターにおける空家等所有者への相談対応【都市整備局】
- セミナー等による普及啓発【都市整備局・都市計画局など】
- 空家等の利活用事例やまちづくりに係る情報発信【都市整備局など】

○そのほか
- 中古住宅の流通促進に向けたインスペクションの普及促進【都市整備局】
- 福祉や子育て、地域活性化等の視点を踏まえた地域の場づくりの促進、支援の検討*【福祉局、市民局、こども青少年局】

など

＊ 区役所との共管

※必要に応じて専門家団体等と連携